

令和6年分 年末調整チェックシート

社員コード _____ 氏名 _____

以下、 枠内の必要な箇所に✓し、提出枚数を記入の上、各申告書と添付書類を揃えて、
月 _____ 日 _____ までにご提出をお願いします。

◆ 給与所得者の扶養控除等申告書 【 全員提出要 □ 令和6年分 □ 令和7年分 】

令和6年分	<p>1. 本年中に家族(控除対象扶養親族等)の異動があったことなどにより訂正が必要な場合は、適宜訂正の上、提出してください。</p> <p>2. 以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【<input type="text"/>枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 親族関係書類(既提出分を除く)【<input type="text"/>枚】</p> <p><input type="checkbox"/> 留学ビザ等書類 ※1(既提出分を除く)【<input type="text"/>枚】</p> <p><input type="checkbox"/> 送金関係書類【<input type="text"/>枚】</p> <p><input type="checkbox"/> 38万円送金書類※2【<input type="text"/>枚】</p>
令和7年分	<p>以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【<input type="text"/>枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 親族関係書類【<input type="text"/>枚】</p> <p><input type="checkbox"/> 留学ビザ等書類 ※1【<input type="text"/>枚】</p>

※1 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、留学生の場合
※2 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、令和5年中にあなたから38万円以上の支払がある場合(裏面※5参照)

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 いずれか✓→【 □ 提出要 □ 提出不要 】

以下のいずれかを支払った方は、添付する書類の口に✓を付し、【枚】に提出枚数を記入の上、適宜記入した申告書とともに提出してください。

<p>生命保険料又は地震保険料を支払った方</p>	<p><input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書【<input type="text"/>枚】</p> <p><input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書【<input type="text"/>枚】</p>
<p>あなた個人で①~③いずれかを直接支払った方※</p> <p>※給与天引き分は除きます</p>	<p>①国民年金の保険料、国民年金基金の掛金 → <input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書【<input type="text"/>枚】 国民年金の2年前納で「各年に申告する」を選択した場合、「申告する年」が令和6年を添付</p> <p>②国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料など</p> <p>③中小機構と契約した共済掛金、iDeCoの掛金など → <input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金払込証明書【<input type="text"/>枚】</p>

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 いずれか✓→【 □ 提出要 □ 提出不要 】

合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方は、適宜記入して提出してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 いずれか✓→【 □ 提出要 □ 提出不要 】

1. 次の場合は、**適宜記入して提出してください。**

- 配偶者(特別)控除を受ける場合(合計所得金額の見積額が、次のイ、ロの両方に当てはまる方)
 - イ あなた…1,000万円以下(給与のみの場合1,195万円以下、所得金額調整控除適用者は1,210万円以下)
 - ロ 配偶者…133万円以下(給与のみの場合201.6万円未満)
- 配偶者の定額減税を計算に含める場合(合計所得金額の見積額が、次のイ、ロの両方に当てはまる方)
 - イ あなた…1,805万円以下(給与のみの場合2,000万円以下)
 - ロ 配偶者※3…48万円以下(給与のみの場合103万円以下)

※3 日本の居住者に限る(海外に住む配偶者は、定額減税の対象外)

2. 上記①で、次に当てはまる場合は、添付する書類の口に✓を付し、【枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。

予定を含め1年以上海外に住む配偶者(その者に係る配偶者控除等の適用をする場合)がいる方 → 親族関係書類※4【枚】
 送金関係書類【枚】

※4 「給与所得者の扶養控除等申告書」で既に提出している場合は不要

◆ 所得金額調整控除申告書 いずれか✓→【 □ 提出要 □ 提出不要 】

以下の該当者は、**適宜記入して提出してください。**

年収850万円超で、右のいずれかに該当する方 → ①あなたが特別障害者に該当する
②年齢23歳未満の扶養親族を有する
③同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する

◆ その他 いずれか✓→【 □ 該当 □ 非該当 】

以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。

住宅ローン控除適用者(2年目以降) → 住宅借入金等特別控除申告書【枚】
(税務署から当初届いたもののうち令和6年分又は平成36年分)
 年末借入金残高証明書【枚】
(毎年金融機関から送付されるもの)

今年からここで働き始めた方 → 給与所得の源泉徴収票(本年分のみ)【枚】
(他の給与支払者から交付を受けたもの)

提出前に、【全員提出要】や【提出要】の申告書、✓した添付書類に準備忘れがないか、ご確認ください。